

大学が事件当事者となっている知財訴訟～その 4～ (国・公立大学法人が被告となっている民事訴訟 1)

○生田 容景 (山口大学 知的財産センター)

1. はじめに

大学は教育・研究機関であり、原則として知的財産(権)を業として実施(製造販売等)する機関ではない(私立大学等を除く)。従って、特に地方の国・公立大学法人にとって知財訴訟は、民間企業のように積極的に活用する(自社事業を守り利益の最大化を図る)手段ではなく、回避したいリスクとして位置づけられるのではないだろうか。そこで、大学が事件当事者(原告又は被告)となっている知財訴訟について、裁判例検索¹を用いて調査を行った結果、国・公立大学法人が事件当事者となっている民事訴訟(差止請求事件や損害賠償請求事件など)は11件あった(原告事件2件、被告事件9件)²。大学が原告となっている原告事件のうち1件は、大学名称に関する不正競争行為差止請求事件(令和元年(ワ)第7786号)であり、大学のブランドを守るためのやむを得ない提訴であったと考えられた³。もう一つの原告事件は、発明者認定に関する先願たる地位の不存在確認等請求事件(本訴 平成19年(ワ)第8449号、反訴 平成19年(ワ)第14328号)であり、共同研究の成果の取扱いに関するトラブルとして大学が本来有すべき特許を受ける権利を主張するための提訴であったと考えられた⁴。本発表では被告事件の一つを取り上げ概説し“回避したいリスク”の観点から考察する。

2. 国・公立大学法人が被告となっている民事訴訟

<事件番号> 平成24年12月6日大阪地方裁判所判決。平成23年(ワ)第15588号 著作権侵害差止等請求事件(第1事件)、平成24年(ワ)第57号 共著名削除等請求事件(第2事件)

<事件概要>

第1事件：原告
(元教授P1)が、被告(国立大学法人K大学)に対し、被告が論文C(論文iと論文iiがベース)の受賞を発表した行為(当初P1の氏名表示なしで発表、後日訂正)について、原告の名誉、声望を侵害する行為であるとして、不法行為に基づき損害賠償と、著作権法に基づきウェブサイトに謝罪広告の掲載を求めた事件である。

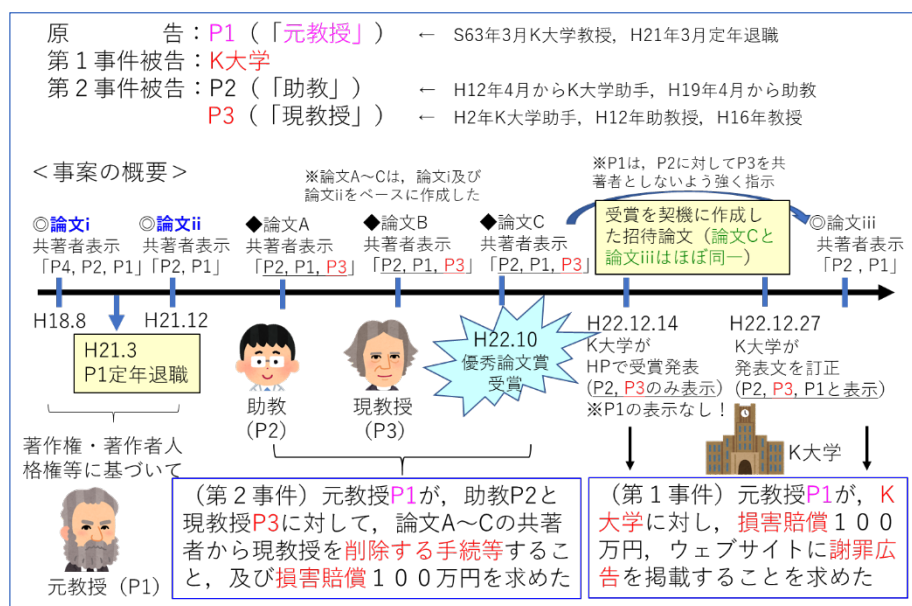


図1 事件概要

¹ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

² 「大学が事件当事者となっている知財訴訟」，生田容景，産学連携学会関西・中四国支部 第14回研究・事例発表会，講演予稿集，M14-6，p11 (2022.12)。

³ 「大学が事件当事者となっている知財訴訟～続報～(国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟その1)」，生田容景，産学連携学会関西・中四国支部 第15回研究・事例発表会，講演予稿集，M15-5，p9-10 (2023.12)。

⁴ 「大学が事件当事者となっている知財訴訟～その3～(国・公立大学法人が原告となっている民事訴訟2)」，生田容景，産学連携学会 第22回大会，講演予稿集，0713B1000-4 (2024.7)。

第2事件：原告（元教授 P1）が、被告2名（助教 P2 と現教授 P3）に対し、論文 A～論文 C（論文 i と論文 ii がベース）の共著者に被告 P3 の氏名を記載した行為が、原告の論文 i 及び論文 ii に係る著作権（複製権又は翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権及び公表権）を侵害する行為であるとして、著作権法に基づき被告 P3 の氏名を共著者名から削除する手続等をするよう求め、不法行為に基づき損害賠償を求めた事件である。

＜争点＞ 本事件の主要な争点は、「論文 i と論文 ii に係る著作権、著作者人格権の帰属」（著作権法上の著作者は誰か）である。

＜裁判所の判断＞ 裁判所は、「論文 i 及び論文 ii の共著者として、原告の氏名が表示されており、著作権法 14 条により、原告は、論文 i 及び論文 ii の共著者と推定される。しかし、・・・原告は、上記各論文の執筆に直接関与していないことを自認しているというべきであり、・・・上記推定は覆滅されているというべきである」と判断した。理由として論文作成時の原告の実質的関与に関し、裁判所は、論文 i について「原告が論文の作成を指導していたことが窺えるが、原告がどのような指導をしたのか、また、原告の指導が論文 i においてどのように反映されたかについての具体的な主張、立証はない」、論文 ii について「具体的にどのような指導をしていたかの主張、立証はなく、論文 ii の発表時期（平成 21 年：原告は、同年 3 月に被告大学を定年退職している。）からしても、原告の関与の程度は不明である」ことを挙げた。

＜結論＞ 「原告の請求のうち第2事件の1予備的請求その2に係る訴えは不適法であるから却下し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却する」（原告敗訴）。

3. 考察

本事件は、退職した教員と大学間での大学 HP 記事掲載の際の論文の著者表示についてのトラブル（第1事件）、そして退職した教員と現任教員間での論文のオーサーシップについてのトラブルである（第2事件）。訴訟に発展する前に未然に防ぐことはできなかっただろうか。

第1事件：被告（K 大学）からすると、教員間のオーサーシップ問題に巻き込まれた感があるが、大学 HP に記事掲載の際に論文の著者表示を一部（元教授 P1 の氏名を）省略していなければ、もしかしたら大学は訴訟に至ってないかもしれない。掲載記事の原文は教員の方で作成することもしばしばあるが、大学の広報室としては学術雑誌に掲載された原著論文を確認し、正確性を担保することが求められる（本事の場合は著者全員の氏名を表示するなど）。

第2事件：論文 A～論文 C の作成は、被告の一人である助教 P2 が主体的に行っている。その際、助教 P2 は、元教授 P1 に事前の承諾を得ることなく、元教授 P1 と現教授 P3 を共著者として氏名を記載した。助教 P2 の行動は、文部科学省の研究活動の不正行為に関する報告⁵に照らすと、不適切な行為に該当する可能性がある。助教 P2 が、論文作成にあたって全員の承諾のもと共著者として記載すべき氏名を確定していたら、もしかしたら本事は訴訟に至ってないかもしれない。大学教員には研究活動で不正行為を行わないための高い研究倫理が求められる⁶と共に、それらの不正行為と知的財産権（特に著作権）との関係性についても理解が必要である（図2）。なお、実際には、元教授 P1 と現教授 P3 との関係性を含め、当事者間でトラブルとなった実質的な背景事情にも留意が必要である。

	得られたデータや結果		他者の研究成果等	研究成果の発表	論文の著者
研究活動における不正行為	捏造	改ざん	盗用	二重投稿	不適切なオーサーシップ
研究者倫理の観点	× (してはいけない)	× (してはいけない)	× (してはいけない)	× (してはいけない)	× (してはいけない)
著作権との関係			○ (関係性有り)	○ (関係性有り)	○ (関係性有り)

図2 研究活動における不正行為及び著作権との関係

⁵ 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについてー研究活動の不正に関する特別委員会報告書ー」、文部科学省（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334654.htm）

⁶ 「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）」、文部科学省（https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzei/fusei/1360484.htm）